

## 特定非営利活動法人三重乳がん検診ネットワーク賛助会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は特定非営利活動法人三重乳がん検診ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）の定款第6条の1項（2）号の規定に基づく賛助会員について、必要な事項を定めるものとする。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員は、ネットワークの目的及び事業に賛同する法人、団体及び個人で理事長の承認を得たものとする。

### (入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとする者（以下「申請者」という。）は入会申込書（様式1）に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

### (会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金なし
- (2) 年会費 1口 10,000円
- (3) 前項に規定する口数はこれを制限しないものとする。

### (会員の特権)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) ネットワークの公式サイト等での法人名、団体名および個人名の表示及び指定サイト（1つ）にリンクできること。
- (2) ネットワークが主催し、又は共催する研修会、セミナー等の事業に参加できること。
- (3) ネットワークの総会に参加することができること。ただし、意見の具申はできるが、会の運営に対する議決権はないものとする。

### (会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(除名)

第7条 本会員が次の各項のいずれかに該当するときはネットワーク理事会の議決により除名することができる。

(1) 会費を3年以上納入しないとき

(2) ネットワークの名誉を毀損し、又はその趣旨目的に反する行為をした時

2 前項(2)に該当して除名する場合には、除名の議決を行う理事会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 賛助会員は退会通知をネットワークに提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定より、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は平成26年11月1日から施行する。